

財務諸表等の報告に関するお知らせ

令和6年度より、介護保険法施行規則上、公表対象事業所は財務状況が分かる書類をご報告いただくことになりました。下記を参照のうえ、調査票（運営情報）に財務諸表等をアップロードしてください。

※昨年度決算（会計年度ベース）の資料を添付してください。月ごとの会計資料ではありません。

※財務諸表等のPDFデータがない場合は、法人・事業所の財務担当などにご確認ください。

1	公表単位	☐ 法人 ☐ 事業所	
2	会計の種類	(選択してください) (事業所が採用している会計の基準を記入)	
	事業活動計算書(損益計算書)	☐ あり ☐ なし	ファイルを選択 選択されていません (PDFもしくはCSVファイル形式でアップロード) ※2MBを超えるファイルはアップロードできません 計算書類がウェブ上で確認出来る場合のみURLを貼付 ※255文字以内、半角英数
3	資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)	☐ あり ☐ なし	ファイルを選択 選択されていません (PDFもしくはCSVファイル形式でアップロード) ※2MBを超えるファイルはアップロードできません 計算書類がウェブ上で確認出来る場合のみURLを貼付 ※255文字以内、半角英数
	貸借対照表(バランスシート)	☐ あり ☐ なし	4 ファイルを選択 選択されていません (PDFもしくはCSVファイル形式でアップロード) ※2MBを超えるファイルはアップロードできません 計算書類がウェブ上で確認出来る場合のみURLを貼付 ※255文字以内、半角英数

1 「公表単位」について

財務諸表が「法人」単位か「事業所」単位かを選択してください。

※「事業所」単位での作成が難しい場合は「法人」単位の資料でも構いません。

2 「会計の種類」について

会計の種類は以下のとおりです。プルダウンメニューから選択可能です。

- ・社会福祉法人会計基準
- ・病院会計準則及び医療法人会計基準
- ・介護老人保健施設会計・経理準則及び介護医療院会計・経理準則
- ・指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則
- ・NPO法人会計基準
- ・指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針
- ・その他（企業会計原則、公益法人会計基準 等）

3 「資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）」について

会計基準において作成が求められていない場合、添付は不要です。

4 「ファイルを選択」 および 「計算書類がウェブ上で確認できる場合のみURLを貼付」について

「ファイルを選択」ボタンをクリックすると、デスクトップなどに保存された会計資料（PDF ファイル等）のを選択できます。

また他サイトで公開を行っている場合は「URLを貼付」の枠にURLを貼りそれをリンクさせることで公表することもできます。

※添付された資料は公表されます。また、財務諸表等を含む「運営情報」は受理後あるいは公表後では修正できなくなります。十分内容をご確認の上、ご提出ください。

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

4 事業者による報告

②事業所等の財務状況が分かる書類の報告

事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

また、報告は介護サービス事業所・施設単位で行うこととするが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとして差し支えないものとする。

【財務諸表等の調査票添付のフローチャート】

損益計算書・貸借対照表など、添付対象の財務諸表は準備できていますか？

はい



いいえ



法人・事業所の財務担当者などにご相談ください。

財務諸表等を既に自社ホームページやWAMネット等で公開していますか？

はい



リンク先のURLを入力してください



記入した内容をチェックして登録する

いいえ



財務諸表等をPDF形式でご用意ください。PDFでのご用意がない場合は法人・事業所の財務担当者などへご相談ください。

※添付用資料の作成作業に関するご質問は公表センターではお受けできません。



PDF添付できた



PDF添付の方法がわからない



公表センターのホームページに掲載されている解説動画「PDFへのアップロード方法のご案内」をご覧ください。

(<https://center.rakuraku.or.jp/guide.html>)

このボタンを押すと添付が完了します。

※この時点ではまだ調査票は提出されません。

記入内容を確認のうえ、必ず最後に「提出」ボタンを押してください。